報 告 令和 4 年 3 月 22 日 環 境 局 循環社会推進課

直方市の一般廃棄物の受入継続について(報告)

1 直方市の一般廃棄物の受入れについて

直方市の一般廃棄物については、受入れに係る基本協定を締結し、平成13年 度から受入処理を行っている。

このたび、現在の基本協定が令和3年度末で期間満了することに伴い、直方市から受入継続の依頼があった。

一般廃棄物の受入れについては、他都市からの要請を受け、北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンの枠組みの中で実施していくこととしており、令和4年度以降も受入れを継続するもの。

なお、これまでは7年間の期間を定めて協定を再締結してきたが、昨年度に協定の再締結を行った中間市・遠賀郡4町と同様に、一般廃棄物の受入処理を開始して以降、問題なく受入れを継続できていることや、協定書の中で受入または搬入を廃止する場合の規定が定められていることを勘案し、協定期間を定めないこととする。

2 受入内容

(1)対象廃棄物:可燃性ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装及びペット ボトル

(2) 協定開始日:令和4年4月1日

(3) 受入予定量:約1.7万トン/年(全対象廃棄物の合計)

(4) 受託予定料:約3.5億円/年(全対象廃棄物の合計)

<令和2年度受入実績>

対象廃棄物	年間受入量	受入単価	受託額	
可燃性ごみ	16,814 トン	2.0 万円/トン	3.4億円	
粗大ごみ	99 トン	3.1 万円/トン	310 万円	
プラスチック製容器包装	146 トン	4.4 万円/トン	640 万円	
ペットボトル	87 トン	4.2 万円/トン	370 万円	

【参考】

〇 他都市のごみの受入状況

団 体 名	協定期間	対象廃棄物	令和2年度実績	
			受入量	受託額
遠賀・中間地域 広域行政事務組合 【構成市町:中間市、芦屋町、 水巻町、岡垣町、遠賀町】	H19~H25 年度 H26~R2 年度 (受入期間延長) R3 年度~ (受入継続)	可燃性ごみ	3.5 万トン	7 億円
直方市	H13~H19 年度 H20~H26 年度 (受入期間延長) H27~R3 年度 (受入期間延長) R4 年度~ (今回受入継続)	可燃性ごみ、粗大ごみ、 プラスチック製容器包装、 ペットボトル※	1.7 万トン	3.5 億円
行橋市・みやこ町 清掃施設組合 【構成市町:行橋市、みやこ町】	H17~H23 年度 H24~H30 年度 (受入期間延長) H31~R6 年度 (受入期間延長)	可燃性ごみ	2.7 万トン	5.4 億円

[※]直方市のプラスチック製容器包装及びペットボトルについては、平成26年度から受入れ開始

○ 本市のごみ処理の広域連携に係る基本的な考え方について

本市では、北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき、地域全体の環境保全と循環型社会の構築を図るなど、一般廃棄物の広域的な受入れを推進している。

受入れにあたっては、基本協定を締結し、次の「<u>三原則</u>」に適合していることを毎年度 確認した上で、単年度の委託契約を締結している。

<三原則>

- ・本市のごみ処理に支障が生じるものでないこと。
- ・本市と同等またはそれ以上のリサイクル、減量努力を実施していること。
- ・本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること。